**「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」の改正について**

|  |
| --- |
| ○引き続き激甚化・頻発化する山地災害、洪水被害等や災害並みの猛暑から府民の生命・財産を守る各種対策に必要な財源を確保するため、課税期間を令和９年度まで延長。　（大阪府議会「令和５年９月定例会」において議決） |
|  | **（課税期間：R６～R9）大阪府森林環境税** | **（課税期間：R2～R5）大阪府森林環境税** | **（参考）国の森林環境税・森林環境譲与税** |
| 背　　　景 | ○気候変動に起因する激甚な豪雨災害等への対応として、土砂・流木の流出抑制対策や面的な森林の保水力向上対策により流域治水を進めるとともに、森林管理施設の安全対策等により、適切な森林管理を進め森林の公益的機能の維持向上を図ることが必要。○R7年度の大阪・関西万博開催を見据え、災害レベルの猛暑による府民の健康被害を軽減する対策を緊急かつ集中的に行うことが必要。 | 〇豪雨災害が多発（H29九州北部、H30西日本等）しており、これら被災地の調査などにより得られた新たな知見を踏まえた土石流・流木対策を緊急かつ集中的に行うことが必要。〇災害レベルの猛暑による府民の健康被害を軽減する対策を緊急かつ集中的に行うことが必要。 | 〇パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等の必要な地方財源の安定的な確保が必要。 |
| 目　　　的 | ○激甚化する山地災害・猛暑から府民を守る | 〇頻発する豪雨災害や災害並みの猛暑から府民を守る | 〇温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた森林整備等の推進 |
| 納 税 者 | 〇府内に住所がある個人等 | 〇府内に住所がある個人等 | 〇国内に住所を有する個人に対して課する国税 |
| 税　　　率 | 〇年額300円（個人府民税均等割額に加算） | 〇年額300円（個人府民税均等割額に加算） | 〇年額1,000円（市町村が個人住民税と併せて徴収） |
| 税収見込 | 〇年額　約12億円（４年間　約48億円） | 〇年額　約11億円（４年間　約45億円） | 〇大阪府（府・市町村共）への譲与額（年額）・令和元年度　　　 約4億７千万円 　〔全国　約200億円〕・令和2～3年度　約９億5千万円 〔全国　約400億円〕・令和4～5年度　約12億円　　　　 　〔全国　約500億円〕・令和6年度～　　約14億4千万円　〔全国　約600億円〕 |
| 使　　　途 | **○集水域（森林区域）における流域治水対策**（約30億円）〔対象区域〕・河川上流部における複数の渓流からなる流域：23地区（約300ha／地区）〔事業内容〕・土砂流出抑制対策　　　　　　　　（治山ダムの整備、渓流沿いの危険木の事前伐採・搬出等）　　　　　　　 ・山地保水力の向上対策　　　 （筋工と本数調整伐の組み合わせによる面的整備等） | 〇**危険渓流の流木対策**　（30億円)〔対象区域〕・流域内の凹地形の割合25％以上・渓流勾配18％（10度）以上・保安林外、保全対象20戸以上、治山・砂防ダム未設置〔事業内容〕・治山ダムの整備・渓流沿いの危険木の伐採除去・防災教室の開催、森林危険情報マップの作成　等　〔箇 所 数〕　56箇所 | **【市町村】**〇人工林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関すること**【都道府県】**〇森林整備や木材利用等を実施する市町村の支援〇森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発、木材の利用促進等★治山ダム等のハード対策は対象外 |
| **○府民も利用する森林管理施設の安全対策**（約15億円）　　〔対象区域〕・崩壊等の危険性の高い歩道・管理道や構造上の損傷・著しく劣化している便所：40箇所〔事業内容〕・管理道等の安全対策（落石防止、歩道等改良、便所等の改修） |
| 〇**都市緑化を活用した猛暑対策**(約３億円)〔対象区域〕・駅前広場、多くの府民等が集まる観光スポット等〔事業内容〕・災害並みの猛暑による府民の健康被害の軽減に向けて、駅前広場などの暑熱環境を改善するため、緑化と併せて日除けや微細ミスト発生器等の暑熱環境改善設備の整備をする場合に事業費を補助(10/10) | 〇**都市緑化を活用した猛暑対策**　(15億円)〔対象区域〕・バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、単独バス等〔事業内容〕・緑化と併せて日除けや微細ミスト発生器等の暑熱環境改善設備の整備を行う府内市町村・民間事業者等に対して原則全額補助（上限1,500万円）〔箇 所 数〕　150～200箇所 | ★都市緑化等は対象外 |